

組合員 各位

埼玉県電気工事工業組合
理事長 佐藤 隆行
(公印省略)

認定訓練 第 1 回「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育(学科)コース」の参加者の募集について

標記につきまして、「令和 8 年度認定訓練参加者募集要綱」により募集いたします。

本コースは労働安全衛生法第 59 条・同規則第 36 条の規程により、高圧・特別高圧の充電電路の敷設・点検・修理・操作等を行う業務従事者に対して、事業主が行わなければならない法定の教育です。

万が一、高圧・特別高圧による感電災害等が発生した場合、労働安全衛生法の規定により事業主にその法的責任が及ぶため上記業務に従事する従業員に受講させる必要があります。

事業主及び受講対象者の方は、この機会に是非とも受講をご検討くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|----|------|---|
| 1 | 実施日時 | 5 月 27 日(水)・28 日(木) 2 日間
9:00~17:00 *遅刻・早退厳禁 |
| 2 | 場 所 | 埼玉電気会館 (埼玉県さいたま市北区植竹町 1-820-6) |
| 3 | 講 師 | 茂木 次郎 講師 |
| 4 | 定 員 | 50 名 |
| 5 | 訓練内容 | 別紙「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育(学科)コース」カリキュラムのとおり |
| 6 | 講習料 | 組合員価格: 10,450 円(税込)(参加料: 8,800 円・テキスト代等: 1,650 円)
員外価格: 17,050 円(税込)(参加料: 15,400 円・テキスト代等: 1,650 円)
・ 開催決定後 、事業所様宛の請求書を送信いたします。お早めの振込をお願いいたします。
・領収書は、講習終了後に受講者様にお渡しいたします。
・請求書、領収書の宛名は、いずれも事業所様宛となります。予めご了承ください。 |
| 7 | 申込期限 | 5 月 14 日(木) (開催のご連絡は、締切後 3 営業日までにご案内いたします。) |
| 8 | 申込方法 | google フォームより申込 下記記載の URL か QR コードからお申込み
URL: https://forms.gle/na3LEa3kjDWU1Amk8
google フォームから申込みができない方は、申込み用紙を FAX いたしますので、下記連絡先までご連絡ください。
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">安全衛生教育手帳をお持ちで無い方は、申請前 6 ヶ月以内に撮影した「上三分身、無背景、脱帽 サンングラス、マスク不可の写真」を電子データでご用意をお願いいたします。
詳細は、開催確定後に、ご案内いたします。</div> |
| 9 | 受講資格 | <u>電気工事の実務経験 3 年以上</u> が必要です。 |
| 10 | その他 | (1) 受講希望人数が少数の場合、講習が中止となることがあります。
(2) 期限前に締め切る可能性がありますのでお早めにお申込ください。
(3) 法定教育のため、遅刻者は受けられませんので、予めご了承ください
(4) 申込期限を過ぎてからのキャンセルはご遠慮ください。
※ キャンセルが発生した場合、講習料の返金はできません。予めご了承ください。
(5) お昼のご用意はご自分でお願いいたします。(周辺: スーパーマーケット OK. イーロード等あり)
(6) お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。当組合の駐車場は、ご利用できません。
※ 開催決定の場合、別途、経歴証明書の提出があります。 |



添付書類: 別紙「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育(学科)コース」カリキュラム

連絡先: 事務局: 菊地 TEL: 048-663-0242 FAX: 048-663-0298

保管期間: 1 年

「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育(学科)コース」カリキュラム

実施時間	法定訓練 時間	区分 (学科・実技)	訓練内容
1日目 9:00～17:00	7	学科	① 高圧又は特別高圧電気に関する基礎知識 ② 高圧又は特別高圧電気設備に関する基礎知識 ③ 高圧又は特別高圧の安全作業用具に関する基礎知識 ④ 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法
2日目 9:00～17:00	5	学科	① 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 ② 関係法令
	2	実技	③ 高圧又は特別高圧の開閉器の操作手順 ④ 理解度確認、テスト

※今回の特別教育には実技教育は一部しか含まれておりません。学科教育修了者に対して事業者が行う形式になります。実技教育の実施要領については、書面にて学科教育修了者に講師からご説明いたします。

持参品

- ・筆記用具

※ 安全衛生手帳をお持ちの方は、当日受付の際にご提出ください。

低圧電気取扱者特別教育 高圧・特別高圧取扱者特別教育

労働安全衛生法では、事業者(事業主)は感電等の災害を防止するため、従業員に「低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」や「高圧もしくは特別高圧の充電電路もしくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務」に従事させるときは、安全または衛生のための特別の教育を行うことを義務づけています。

『電圧の種別(安衛則第36条 電技省令第2条)』

交流別 電圧別	直 流	交 流
低 圧	750V以下	600V以下
高 圧	750Vを超え 7000V以下	600Vを超え 7000V以下
特別高圧	7000Vを超えるもの	

電気工事士の資格は経済産業省所管の資格であり、労働安全衛生法関係法令上は第一種電気工事士免状、第二種電気工事士免状を取得しても、労働災害防止に関する事項が労働安全衛生法を満たしていないため、特別教育を受講したとみなす上位の資格となりません。
